

戸籍・相続

講師：花宮 賢二

1. 法定相続人の一人から、円滑な遺産分割協議遂行のために、予め被相続人名義のままの土地の分筆登記を委任したい。コンピュータ化された被相続人の最新の戸籍全部事項証明書のみを持参して、被相続人の死亡事項の記載、法定相続人全員が記載されており、これで十分ではないか。と主張しています。

法定相続人の一人から相談を受けた土地家屋調査士として、被相続人名義の土地の分筆登記申請に際して、戸籍の編製基準を基に収集する必要のある戸籍全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍等や、委任を受ける必要がある委任者の範囲を、どの様に説明しますか？

解答

土地の登記名義人に相続が開始した場合、その土地を予め数筆に分筆しておいて、その後遺産分割協議により、各相続人が分筆後の各土地を相続することができます。

この場合、予め分筆登記をする際には、法定相続人全員から申請する必要があります。法定相続人の調査に際しては、被相続人の戸籍等を収集する必要がありますが、戸籍の改製の際に、婚姻や死亡により既に除籍されている者は、改製後の戸籍には名前が記載されないため、コンピュータ化された被相続人の最新の戸籍全部事項証明書のみでは、法定相続人全員を特定することができません。

従って、被相続人の死亡の記載のある最新の戸籍全部事項証明書から順次、出生して初めてその旨が記載された戸籍まで遡る必要があります。更に途中で婚姻等により除籍された者又はその相続人の最新の戸籍全部事項証明書等を調査して、法定相続人全員を特定する必要があります。土地家屋調査士として、分筆登記の代理申請にあたっては、この法定相続人全員から委任を受ける必要があります。

2. 前問に関連して、どのような場合に新戸籍が編成され、また、戸籍上の記載事項が抹消され、更に戸籍そのものが閉鎖されるかを、土地家屋調査士として、戸籍の編製基準等を基に、どの様に説明しますか？

解答

新たに戸籍が編成される原因として、「日本人同士の婚姻の届出があったとき」、「他の市町村からの転籍があったとき」等があります。

また、除籍になる場合として、「親と同籍の子が婚姻したとき」、「親と同籍の子が未婚の子や養子を有したとき（三代戸籍の禁止）」、「死亡」等があります。

新戸籍の編成原因や除籍になる場合の詳細については、講義レジュメ6～7ページを参照下さい。

3. 民法上の知識として、相続放棄、数次相続、代襲相続、相続欠格、相続廃除の各制度及びその法的効果を、土地家屋調査士として、どの様に説明しますか？

解答

(1) 相続放棄について

相続人が被相続人の遺産の相続を辞退したい場合は、家庭裁判所に「相続放棄の申述」をすることができます。相続放棄の申述は原則として、相続開始を知った日から3か月以内に行わなければならない、3か月以内に「限定承認」又は「相続放棄」をしなかった場合には相続人は被相続人の権利義務を承継し、「単純承認」したと見做されます。

相続放棄をした者は、その相続に関しては、「初めから相続人ではなかった者」と見做されます。この場合、初めから相続人でなくなるので、死亡や欠格・廃除の場合と異なり、その放棄した者の子が代襲相続人となることもありません。

注意すべき点としては、相続放棄の場合は代襲相続もないため、放棄により相続順位が変わる可能性が高くなります。例えば、被相続人に子が1人おり、その子が相続の放棄をした場合、相続順位は第2順位である直系尊属に移ります。第2順位の相続人もいない場合は第3順位の兄弟姉妹が相続人になります。つまり、放棄の有無により、確定すべき相続人や収集する戸籍の範囲が大きく変わることになります。なお、相続の放棄は戸籍謄本には現れないので、相続人に確認しておく必要があります。

(2) 数次相続について

被相続人の相続開始後に、その相続人が死亡した場合で、数次相続であれば相続人の相続人全員が該当することになります。例えば相続人の妻（被相続人から見れば義理の娘）までが相続人の相続人として遺産分割協議に加わることになります。

(3) 代襲相続、相続欠格、相続廃除について

相続人である子が既に死亡しているなどの一定の事由に該当して、相続人になれない場合にはその子の子（被相続人から見れば孫）が代わりに相続人となります。これを「代襲相続」と言い、代襲相続により相続人となった者は「代襲相続人」と呼ばれます。代襲相続人も既に死亡などしている場合には、さらにその子（被相続人から見ればひ孫）が再代襲により代襲相続人になります。

代襲相続が発生する一定の事由は「死亡」「欠格」「廃除」の3つです。「欠格」とは、相続において民法に規定する不正な事由（遺言書の偽造など）を行い、相続権を失うことであり、「廃除」とは、相続人が被相続人に対して虐待・侮辱などを行った場合に、被相続人が自ら、あるいは遺言により家庭裁判所に請求してその相続人の相続権を剥奪することをいいます。

代襲相続人の相続割合は本来の相続人の割合を引き継ぎ、代襲相続人が複数いる場合には子の相続分の規定に従って配分します。子が既に死亡していても孫がいればその孫が相続人になること、及び相続人が欠格や廃除により相続権を失っても、孫にまではその影響は及びません。

また、相続人である兄弟姉妹が一定事由に該当し相続人になれない場合には、その兄弟姉妹の子（被相続人から見れば甥・姪）が代襲相続により代襲相続人となります。代襲相続の考え方については子の代襲相続の場合とほぼ同じです。

ただし、子の代襲相続は無制限で再代襲されるのに対し、兄弟姉妹には再代襲がありません。仮に代襲相続人である甥・姪が死亡していた場合、その甥・姪の子は代襲相続人にはなりません。また、遺留分を持たない兄弟姉妹に対して被相続人は廃除の申立てを行うことはできません。兄弟姉妹に財産を渡したくない場合には、別途遺言書で相続人を指定することになります。

4. 土地家屋調査士として、被相続人名義の土地の分筆登記を委任され、その前提として土地境界確定測量を実施する過程で、筆界立会をすべき隣接地等所有者の一部が、認知症、行方不明、海外在住者、既に死亡していて相続人の存在が不明等の事実が判明した場合、土地家屋調査士として、委任者に対して、各々の事実に対応するための法的制度を、どの様に説明しますか？

解答

- (1) 筆界立会をすべき隣接地等所有者の一部が認知症である場合

認知症等であって、判断能力的の低下により第三者に筆界立会を委任することすらできない場合、成年後見人等の選任により法定代理人として、筆界立会をして貰うことが考えられます。後見開始申立書は講義レジュメ41～42ページを参照下さい。後見開始申立の審理期間は約4か月以内となっています。

なお、成年後見人等が選任されると、原則として成年被後見人の死亡まで、成年後見が継続します。法律専門家等による第三者後見人の場合、後見が終了するまでの期間、後見人報酬が継続的に発生します。筆界立会のために成年後見人の選任を依頼することが妥当なのか、悩ましい問題です。

実務的には、「隣人が立会に応じてくれない」に準じて、「筆界特定制度」の活用を検討することが考えられます。

- (2) 筆界立会をすべき隣接地等所有者の一部が行方不明である場合

従来住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。不在者財産管理人選任申立書は、講義レジュメ42～43ページを参照下さい。不在者財産管理人の選任を申し立てる際には、指定された申立費用と合わせて「予納金」（約30万円～100万円）が必要になる場合があります。利害関係人等に、筆界立会のために不在者財産管理人の選任申立を依頼することが妥当なのか、悩ましい問題です。

実務的には、「隣人が立会に応じてくれない」に準じて、「筆界特定制度」の活用を検討することが考えられます。

- (3) 筆界立会をすべき隣接地等所有者の一部が海外在住者である場合

海外に居住していて連絡がつかない、若しくは外国人で海外に居住しておりその住所が判明しない場合、実務的には、「隣人が立会に応じてくれない」に準じて、「筆界特定制度」を活用することが考えられます。

- (4) 筆界立会をすべき隣接地等所有者の一部が既に死亡していて相続人の存在が

不明等の事実が判明した場合

令和3年民法、不動産登記法改正により、相続財産の保存のための統一的な相続財産管理制度が創設されました。

改正民法（令和5年4月1日施行）では、数人の相続人が相続の承認をしたが遺産の分割がされていない相続財産についても管理を可能とするとともに、相続人が明らかでない場合に、相続財産の清算を目的としない相続財産管理人の選任を可能とし、かつ、これらを統一的な制度とする、相続財産の保存のための包括的な相続財産管理制度が創設されました（民法第897条の2）。

法律上の利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所は、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができます。

筆界立会のために法律上の利害関係人等に相続財産の管理人の選任申立を依頼することが妥当なのか、悩ましい問題です。

この場合も、実務的には、「隣人が立会に応じてくれない」に準じて、「筆界特定制度」の活用を検討することが考えられます。